

2-144-02

国王尚灝より福建布政使司あて、中国の難民陳志貴等の救助・送還について知らせる咨（道光七《一八二七》、四、四）

琉球国中山王尚（灝）、知会せんが事の為にす。

① 山北府知府の詳報に拠るに、今帰仁地方官の報に拠るに称する有り。詢ねるに、其の舵工陳志貴等の口称に拠るに、本船は江南省蘇州府崑山県陳福利の牌照崑字二十七号の商船に係る。其の船主陳繼松、併びに在船せず。通船の人数は共計二十名、去年十一月、上海県に在りて貨物を装載し、山東省膠州口に到り交卸せんとす。初十日に出口し、同日、崇明に往到す。十六日、崇明より放洋するも、意わざりき、洋に在りて屢次風に遭い桅を破り舵を失う。即ちに所載せる貨物の五分の一を將て丟棄して海に下し、風に任せて漂流す。十二月二十三日、貴轄地方に漂到す、等の語あり。

② 随いで柴・米・水・菜蔬等の物を給し、併びに小船数十隻を撥り運天内港に牽進せしむ、等の由あり。即ち向例に照らして撫恤して養贍せしむ。併びに船隻を將て修葺して堅固ならしめ、大桅・舵索等の件を發給し、道光七年二月二十五日、護照を發給し、三月十三日、順風有るを見て遣發して回籍せしむ、等の由ありて前來す。

茲に護送の便に値たれば、合に就ちに咨達すべし。此れが為に由を備え貴司に移咨す。煩為わくは查照施行せられよ。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

道光七年（一八二七）四月初四日

注（1）山北府知府 山北は、近世期、中山・北山（山北・南山（山南）と沖繩本島を三分した際の名称の一つ。ほぼ沖繩本島北部地域。知府は中国清の職制で府の知事。府の行政をつかさどる長官。ここでは今帰仁間切の総地頭をさすか。

（2）今帰仁 沖繩本島北部、本部半島の東北部に位置し、東シナ海に臨む。三山時代の北山王の居城である今帰仁城がある。

（3）蘇州府崑山県 江蘇省蘇州府に属し、上海に隣接する県。現在は上海市に属する。

（4）山東省膠州口 山東省萊州府の南部に位置する青州府よりの沿岸。現在の山東省青島市付近。

2-144-03

国王尚灝の、中国の難民陳群芳等の護送のため、都通事魏永昌等に付した執照（道光七《一八二七》、四、四）

琉球国中山王尚（灝）、護照を給發し以て関津に憑らしめ、以て難人を送らんが事の為にす。

照得したるに、道光六年十二月二十三日、河南省松江府上海県の難人舵工王群芳等十四名、海船一隻に坐駕し、永泰沙に到りて貨物を装載し、山東に到り貿易せんとし、洋中、陡かに颶風に遭い、本国属奇界島に飄到する有り。礁に衝りて撃砕し、該地方官、収養して中山泊村に送致す。業經に館に発りて安挿し例に照らして慶餼・衣服等の項を給与す。部文内の奉旨の事理に欽遵し、収養して解送せしむ。

茲に特に都通事魏永昌等を遣わし、海船一隻に坐駕し、梢役共に六十七員名を率領し、難人王群芳等十四名を護送して前みて閩省に至らしむ。

所有の差去せる員役は、文憑無ければ、以て各処の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此れが為に王府の礼字第二百四十三号の半印勘合の執照一道を給発し、都通事魏永昌等に附し、収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の験実に遇えば、即便に放行し留難して遅滞するを得る母からしめよ。須らく執照に至るべき者なり。

計開、難商の人数

- 舵工王群芳 耆民周庚<sup>(1)</sup>
- 副舵袁同江 水手王文源
- 王浩林 王宝林
- 朱明標 韓有才
- 董芳明 徐廷標

王有貴 金有林  
周金如 張余富  
以上、共計十四名

護送都通事一員 魏永昌 人伴四名  
司養贍大使一員 向徳康<sup>(2)</sup> 人伴四名  
管船夥長・直庫二名 陳善述<sup>(3)</sup> 柳逢春<sup>(4)</sup>  
水梢共に五十五名

右、執照は都通事魏永昌等に附し、此れを准けしむ  
道光七年（一八二七）四月初四日

注（1）耆民 乗組員の中で航海経験が豊富な長老のことか（松浦章「十八〜十九世紀における南西諸島漂着中国帆船より見た清代航運業の二側面」『関西大学東西学術研究所紀要』第三号、一九八三年、六六頁、参照）。

（2）向徳康 道光七年護送船の司養贍大使。

（3）陳善述 道光七年護送船の管船夥長。

（4）柳逢春 道光七年護送船の管船直庫。

2-144-04

琉球国山北府知府の、中国の難民陳志貴等を送還するむねの執照（道光七《一八二七》二、二十五）

琉球国山北府知府向（ ）、知会せんが事の為にす。